

株式会社アイランドポート レンタルポート貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡レンタルポート（以下「ポート」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。
- 3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる操船者を指定する場合、約款中の操船者の義務と定められた事項をその操船者に周知し、遵守させるものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

- 1 借受人は、ポートを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め申込書に借受条件を記載の上、予約の申込を行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するポートや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとし、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

- 1 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないもの
とします。

第4条（予約の取消等）

- 1 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日3日前までにボートの貸渡契約を締結するものとします。
- 2 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を経過してもボート貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
- 3 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（代替ボート）

- 1 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のボートを貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のボート（以下「代替ボート」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。

第3章 貸 渡

第6条（貸渡契約の締結）

- 1 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
- 2 当社は、貸渡証に操船者の氏名・住所・小型船舶操縦免許証の種類及び番号を記載し又は操船者の小型船舶操縦免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する操船者の小型船舶操縦免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が操船者であるときは自己の小型船舶操縦免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と操船者が異なるときは操船者をしてその操船者の小型船舶操縦免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。
- 3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は操船者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
 - (1) 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、口座への振込・現金等の支払方法を指定することがあります。
 - (2) 借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第7条（貸渡拒絶）

- 1 当社は、借受人又は操船者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - (1) ボートの操船に必要な小型船舶操縦免許証を有していないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

(5) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

(6) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(7) 約款に違反する行為があったとき。

(8) その他、当社が不相当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、貸渡しできるボートがないときにも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

第8条（貸渡料金）

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して当社が定める貸渡料金を支払うものとします。

第9条（点検整備等）

1 当社は、小型船舶検査機構に定める点検をし、必要な整備を実施したボートを貸渡すものとします。

2 借受人又は操船者は、ボートの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく船体外観及び付属品の検査を行い、ボートに整備不良がないこと等を確認するとともに、ボートが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第10条（貸渡証の交付・携行等）

1 当社は、ボートを引渡したときは、当社所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

借受人又は操船者は、ボートの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとし、

2 借受人又は操船者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

1. 借受人又は操船者は、ボートの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第11条（借受人の管理責任）

1 借受人又は操船者は、ボートの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってボートを使用し、保管するものとします。

2 借受人又は操船者は、ボートを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しボートを使用するものとします。

第12条（日常点検）

借受人又は操船者は、使用中、借受けたボートについて、毎日使用する前に日常点検を実施しなければならないものとし、

第13条（禁止行為）

1 借受人又は操船者は、使用中に次の行為をしてはならないものとし、

(1) ボートを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の操船者以外の者に操船させること。

- (2) ボートを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- (3) ボートを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (4) 当社の承諾を受けることなく、ボートを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他船の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してボートを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなくボートについて損害保険に加入すること。
- (7) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(ボートの船内への物品等の放置、喫煙行為などボートの汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。
- (8) その他の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第14条 (GPS機能)

- 1 借受人及び操船者は、ボートに全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにボートの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (1) 貸渡契約の終了時に、ボートが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第23条第1項各号に定める場合、その他ボートの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、ボートの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び操船者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

- 2 借受人及び操船者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 返 還

第15条（借受人の返還責任）

- 1 借受人は、ボートを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にボートを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第16条（ボートの確認等）

- 1 借受人は、当社立会いのもとに、ボートを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人は、ボートの返還にあたって、ボート内に借受人、操船者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第17条（ボートの返還時期等）

- 1 借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金を支払うものとします。
- 2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第18条（ボートの返還場所等）

1 借受人は、第 11 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。

2 借受人は、第 11 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にボートを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 19 条（ボートが返還されなかった場合の措置）

1 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS システムを利用しボートの所在を確認するのに必要な措置をとるものとします。

(1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

(2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びボートの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 20 条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び操船者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、借受人及び操船者の氏名・生年月日・小型船舶操縦免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が貸渡注意者リストに 7 年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

第 6 章 故障・事故・盗難時の措置

第 21 条（ボートの故障）

借受人又は操船者は、使用中にボートの異常又は故障を発見したときは、直ちに操船を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第22条（事 故）

- 1 借受人又は操船者は、使用中にボートに係る事故が発生したときは、直ちに操船を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (3) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は操船者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとする。
- 3 当社は、借受人又は操船者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第23条（盗 難）

借受人又は操船者は、使用中にボートの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第24条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりボートが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 2 借受人は、前項の場合、ボートの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。

故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替ボートの提供を受けることができるものとします。なお、代替ボートの提供条件については、第5条を準用するものとします。
- 3 借受人が前項の代替ボートの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替ボートを提供できないときも同様とします。
- 4 借受人は、本条に定める措置を除き、ボートを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第25条（借受人による賠償及び営業補償）

- 1 借受人は、借受人又は操船者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、借受人及び操船者が無過失又は当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は操船者の責に帰すべき事由による故障、ボートの汚損・臭気等により当社がそのボートを利用できないことによる損害について

は料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとし、借受人及び操船者が無過失の場合を除きます。

- 3 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたボートに係るものである場合には、借受人は、その損害を賠償することを要しないものとし、

第26条（保 険）

- 1 借受人が約款に基づく賠償責任を負うときは、当社がボートについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

区 分			保険金額	免責金額
船 体			8,000,000 円	100,000 円
保険の目的の価額			(8,000,000)	
付属機器・装備品				「船体」と同額です。
賠償責任			100,000,000	1,000
搭乗者 傷 害	普通条件	1名につき	10,000,000	免責金額の適用は ありません
		1事故につき	120,000,000	
	死亡後遺 障害のみ	1名につき	20,000,000	
		1事故につき	240,000,000	
搜索救助費用			2,000,000	
その他証券記載事項			合計保険料	一般分割払契約は一回分 359,300 円

- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 3 当社が前項に定める借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。
- 5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 解除

第27条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにボートの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金は、契約解除による損害賠償に充当し借受人に返還しないものとします。

第28条（同意解約）

- 1 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。解約手数料 = { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第9章 雑則

第29条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第30条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第31条（遅延損害金）

借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し遅延損害金を支払うものとします。

第32条（準拠法等）

- 1 準拠法は、日本法とします。
- 2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に食い違いがあるときは、邦文約款を優先するものとします。

第33条（約款及び細則）

- 1 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。

2 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第34条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は、令和2年11月1日から施行します。